

平成28年度国有林材の安定供給システムによる販売の公告

別紙「平成28年度国有林材（素材）の安定供給システム販売（第3次）物件一覧表」のとおり公告し、以下の要領により公募します。

1 目的

国有林材の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）は、需要の拡大が必要な一般材及び低質材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的とする。

2 販売予定物件の概要

別紙「平成28年度国有林材（素材）の安定供給システム販売（第3次）物件一覧表」のとおり

なお、秋田署物件番号50号は、山元土場に集材された原木を工場等へ直送し、工場等で原木の計測を行うことを可能としている物件であり、工場等で原木の計測を希望する場合は、申請書及び企画提案書において別添2-1「価格検討表」、別添5「採材希望長級等」を記載し申請することとする。また、工場等で原木の計測を希望しない場合は、別添2「価格検討表」、別添5「採材希望長級等」を記載し申請することとする。

3 システム販売の協定期間、協定締結の条件その他必要事項

(1) 協定期間

協定締結日～平成29年2月28日

(2) 林産物の目的外処分を制限します。

(3) 企画提案内容を遵守すること。

(4) 企画提案書に記載した取組の実施状況を報告すること。（別紙4）

(5) 森林管理局长は、次の一に該当する場合は、協定を解除することがあります。

ア 協定の相手方が正当な理由なく協定書及び売買契約書の規定に違反したとき。

イ 協定の相手方が協定期間中に下記の4に定める要件を失ったとき。

(6) 損害賠償

上記の（5）により協定を解除した場合、協定の相手方は、その解除によって生ずる損害の賠償請求をできないものとします。

(7) 申請量が販売予定量を超える場合等には、所定の要件を備えているものであっても選抜を行うこととする。

4 需要者の要件及び企画提案書の要件

(1) 製品販売に係わるシステム販売

製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合

その他木材加工事業者（以下「製材工場等」という。）、原木市場その他木材流通機能を有する事業者（以下「原木市場等」という。）、住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（以下「製材品需要者」といい、製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という。）

(2) 協定希望者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- ① 林産物売払いの一般競争参加資格を有していること又は「競争参加者選定事務取扱要領」（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通知）第33条の名簿に登録された者であること。なお、一般競争参加資格の申請書を提出し受理され、審査中の者については本公告に基づき申請書を提出することができるが、資格取得とならなかった場合は、本公告の申請は無効とする。
- ② 協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有すること。
- ③ 社会保険等に加入していること。
- ④ 買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること。（ただし、同時に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること。）
- ⑤ 森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19林経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦ 製材工場等については、JAS認定工場であること。（出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合。）
- ⑧ 原木市場等及び素材生産業者等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は、製材工場等との共同申し込みであること。
- ⑨ 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みであること。（ただし、この場合、製材品需要者が①の要件を満たす必要はないものとする。）

(3) 企画提案書の要件

企画提案は東北森林管理局長が定める様式により行うこととし、その内容が次の各号のいずれかに該当し、かつ該当する号に掲げる事項について、具体的取組内容を可能な限り定量的な数値指標を用いて記載すること。（別紙7の点数の合計をもって評価します。）なお、記載内容についてヒアリングを行うことがあります。

- ① 原木や製品の生産・流通にかかるコストの縮減を図るもの。
- ② 原木や製品の付加価値の向上を図るもの。
- ③ 森林資源の有効利用を図るもの。
- ④ 国産材の新規需要開拓（利用の低位な樹材種等の輸出を含む）を図るもの。
- ⑤ 地域の林業・木材産業への貢献を図るもの。

- ⑥ 製材工場等と製材品需要者、又は素材生産業者等から製材品需要者までの者が連携することにより、最終製品の生産に必要な製品又は原木の効率的な生産や流通を図るもの。
- ⑦ 曲材、多節材、腐れ材の利用の考え方及び受入れ体制。東日本大震災復興に係わる木材供給について。受入れ径級について

5 固定価格買取制度に係わる要件

- (1) チップ工場等が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年8月30日法律第108号)に基づき施設認定された木質バイオマス発電所(木質バイオマスの混焼を行う火力発電所を含む。以下「バイオマス発電所」という。)に対して、その燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、以下の点を申請受理の条件とします。
 - ① バイオマス発電所との販売協定を締結した上での申請又は共同申請とすること。
 - ② 申請対象物件を加工した製品をバイオマス発電所以外の者に販売しないこと。
 - ③ 申請対象物件の価格を算出するまでの過程について、発電した電気の買取価格を踏まえて明らかにすること。(別紙3の例を参照)
 - ④ 協定期間終了後に、バイオマス発電所に製品(申請対象物件を加工したものに限り)を発電用として納入した際の伝票等の写しを提出し、その価格を明らかにすること。
 - ⑤ 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき作成した自主行動規範を参考として提出すること。
- (2) バイオマス発電所が自ら購入した物件を燃料となるチップ等に加工することとして申請を行う場合についても(1)③の条件を同様に適用することとする。
- (3) バイオマス発電所に対してその燃料となるチップ等を供給する者がシステム販売へ申請する場合(バイオマス発電所自らが申請する場合を含む。)であって、供給先のバイオマス発電所「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」(平成24年6月18日経済産業省令第46号)第12条第2項に基づく年間の運転に要した費用に関する報告を既に行っている場合は、その報告の写しを提出すること。

6 申請方法及び申請期限

- (1) 公告に応じ協定希望者は、別紙1の様式による国有林材の安定供給システム申請書(以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して東北森林管理局長あて提出するものとする。
- (2) 協定希望者は、前項の申請に際して、買受を希望する林産物の加工・流通、素材生産等に係る取組等について、別紙2の様式により企画提案書を提出するものとする。
- (3) 複数の物件に申請した場合の申請書の提出は1部とするが、企画提案書の提出は各物件ごととする。ただし、「企画提案する取組内容」が物件ごとに変わりない場

合は1部とすることができるが、一般材等（合板材を含む。）と低質材の「企画提案する取組内容」は別様とすること。また、価格検討表及び山元買受価格内訳表は物件ごとに記入し提出すること。

(4) システム販売の手順

協定希望者→申請書の提出（最寄りの森林管理署等へ提出）→森林管理署等局送付→東北森林管理局（審査、協定予定者の選定）→協定書送付（東北森林管理局・協定予定者）→協定締結（協定予定者・東北森林管理局長及び民有林所有者）→売買契約（協定者・当該森林管理署長及び民有林所有者）

(5) 申請期限 平成28年9月20日

7 申請書・企画提案書の内容及び作成における留意事項

- (1) 複数の者による共同申し込み場合は、申請書の2(1)から(4)の書類をそれぞれ添付し提出すること。
- (2) 買受希望数量については、公告で示した物件ごととすること。（各物件ごとの、うち数量での申請はできません。）

8 審査の方法

提出された申請書及び企画提案書に基づき、東北森林管理局長が定める別紙7の審査基準による審査を行い、各物件に対し得られた点数の合計及び、「買受を希望する林産物の価格検討表」により協定予定者を選定するものとし、適切な者がいない場合は協定予定者を選定しない場合があります。

9 審査結果の取り扱い

審査及び協定締結の結果については、公表するものとする。

10 その他留意事項

- (1) 選定は申請書及び企画提案書の審査に基づいて協定予定者を選定する企画競争方式で行います。
- (2) 東北森林管理局長と協定予定者が協定締結の条件について合意した場合に協定が締結されることとなります。
- (3) 売買契約は、企画提案書に記載された山元買受価格をもとにします。
- (4) 企画提案内容は公表することがあります。
- (5) 協定期間終了後に企画提案書に記載した取り組みの実施状況に関する報告を求めることとし、報告内容は公表することがあります。
- (6) 販売した物件が持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであることを証明します。
- (7) 木質バイオマス用の資材として申請をし協定となった場合のみ木質バイオマスの証明をします。
- (8) 物件一覧表に記載されている出材予定箇所（国有林名）は、素材生産事業等の動向により変更する場合があります。

- (9) 協定に基づく販売量は、気象条件等による素材生産事業の動向により、協定数量とは変動する場合があります。
- (10) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙5）の内容を確認し、企画提案書に添付し提出すること。また、売買契約においては暴力団排除に関する特約条項（別紙6）を付して契約を締結します。
- (11) 巻立材の搬出期限については原則2ヶ月以内とします。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>）をご覧ください。

平成28年9月5日

〒010-8550 秋田市中通五丁目9-16

東北森林管理局長

問い合わせ先：東北森林管理局 資源活用課

電話 018-836-2149 企画官（供給戦略）

018-836-2128 素材供給係